

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市一般廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準の制定について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

3 制定の趣旨

一般廃棄物（家庭ごみや事業所から出る産業廃棄物以外のごみ）は、市にその処理責任があり、市が直接又は委託により処理（廃棄物の処分及び収集運搬をいいます。以下同じ。）することが原則です。ただし、市による処理が困難な場合は、市から一般廃棄物処理の許可を受けた事業者（以下「許可業者」といいます。）に処理させることができるものとされています。

現状では、本市で発生した一般廃棄物の処分については、主に市の清掃工場（沼上・西ヶ谷清掃工場）で、また、処分施設までの収集運搬については、市（直接処理又は委託）及び既存の収集運搬業の許可業者により対応しており、本市では、これまで事業者に対する新たな一般廃棄物処理の許可を行わない方針としてきました。

しかし、市の清掃工場での処理方法は焼却・溶融処分（熱回収、溶融スラグ生成）に限られており、再生利用（リサイクル）が可能な市の施設がないため、本市が循環型社会の形成やカーボンニュートラルを推進するためには、一般廃棄物のリサイクル施設の整備が求められる状況にあります。

そこで、令和5年度から一般廃棄物処理に係る許可の取扱いを見直し、循環型社会形成の観点から、その処理後物が有効利用（活用）されることが確実であると認められる場合には、必要に応じて事業者に対する一般廃棄物処理の許可を行っていくこととしました。

今回策定する指導基準は、この見直しを踏まえ、一般廃棄物処理の許可に基づき一般廃棄物処理施設を設置した事業者に対し、施設の維持管理に関して、市が行政指導として遵守していただきたい事項を規定するものです。

この指導基準案について、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

4 規則等の案の内容

（1）目的

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する基準について、必要な事項を定めることを目的とします。

（2）用語の定義

- ア 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」といいます。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいいます。
- イ 排出事業者 自らの事業活動に伴って一般廃棄物を排出する者をいいます。
- ウ 中間処理施設 排出事業者が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」といいます。）第5条第1項に規定する施設及び処理業者（法第7条第6項の許可を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者をいいます。以下同じ。）が設置する一般廃棄物の中間処理を行う施設をいいます。
- エ 最終処分場 排出事業者又は処理業者が設置する一般廃棄物の埋立処分を行う施設をいいます。

（3）中間処理施設の維持管理に関する基準

ア 共通基準

（ア）廃棄物の性状の分析及び計量

受け入れる一般廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該一般廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。

（イ）定期的な点検等

施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。

（ウ）飛散及び流出並びに悪臭の防止

一般廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

（エ）害虫等の発生防止

蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。

（オ）騒音及び振動の発生防止

著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。

（カ）囲い等の管理

a 施設の周囲に設置した囲い及び門扉が破損したときは、速やかに補修すること。

b 出入口は、作業終了後、作業員の不在時等には閉鎖し、確実に施錠すること。

（キ）表示等の管理

a 中間処理施設であることを表示する立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくこと。

b 表示事項に変更を生じた場合は、速やかに書換え等の必要な措置を講ずること。

c 立札その他の設備が破損したときは、速やかに補修すること。

(ク) 搬入道路の管理

- a 搬入道路の交通安全には、常に留意すること。
- b 搬入道路は、常に清掃し、清潔の保持に努めること。
- c 搬入道路は、必要に応じて補修すること。

(ケ) 消火設備の管理

- a 消火器その他の消火設備は、常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検・整備を行うこと。
- b 管理事務所、焼却施設等の特定の場所を除いて、火気の使用を禁止すること。

(コ) 搬入時の確認

- a 搬入される一般廃棄物に係る排出者、品目等について確認し、これらが不明の場合は、受け入れないこと。
- b 許可をされた品目以外の一般廃棄物が混入されないよう排出事業者及び収集・運搬業者との連絡を密にし、管理体制を確立しておくこと。

(サ) 放流水の検査

- a 施設からの排水（雨水及び生活雑排水を除く。以下同じ。）を公共用水域に放流する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」といいます。）第4条の5第14号に定める水質検査を次により実施すること。
 - (a) 放流水の水質が資料1に定める基準に適合するように維持管理すること。
 - (b) 水質検査の回数は、年間の変動に配慮して、年1回以上行うこと。
- b 水質検査の結果に異常があるときは、直ちに作業を中止し、市長に報告するとともに、原因調査その他の必要な措置を講ずること。

(シ) 事故の防止等

- a 事故の発生を防止するため、常に巡回監視及び点検を実施すること。
- b 一般廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した一般廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

(ス) 雨水等の流入防止等

- a 施設内に外部から雨水等が流入しないよう必要な措置を講ずるとともに、施設内の一般廃棄物が雨水等と接触して汚水が流出することのないよう必要な措置を講ずること。
- b 施設からの排水は、地下浸透による排出をしないこと。

(セ) 管理事務所

- a 事務所内の見やすい場所に、処理工程図を掲示すること。
- b 施設の維持管理に係る措置の記録、帳簿等を常に備え置いて、適切に保存すること。

(ソ) 協定の遵守

地域の組織等との間に生活環境の保全に関する協定を締結したときは、これを遵守して維持管理すること。

(タ) (ア) から (ソ) までに掲げる事項のほか、必要な基準は、省令第4条の5第1項第1号に定めるところによること。

イ 個別基準

(ア) 焼却施設

a 火災の発生を防止するため、施設及び設備について耐熱性又は難燃性を考慮した材料を使用するとともに、一般廃棄物の引火性及び易燃性を考慮した配置を行うこと。

b aに掲げる事項のほか、省令第4条の5第1項第2号又は第3号に定める基準によること。

(イ) 破碎施設

a 騒音規制法、振動規制法又は静岡県生活環境の保全等に関する条例の特定施設に該当する場合は、必要に応じてこれらの法令に基づく基準以下とするための適切な騒音・振動対策を講ずること。

b aに掲げる事項のほか、省令第4条の5第1項第6号に定める基準によること。

(ウ) ばいじん又は焼却灰の処理施設、高速堆肥化処理施設、ごみ運搬用パイプライン施設、選別施設及び固形燃料化施設

それぞれ省令第4条の5第1項第4号、第5号及び第7号から第9号までに定める基準によること。

(4) 最終処分場の維持管理に関する基準

静岡市産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する指導基準のうち、管理型最終処分場に適用される規定を準用します。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年11月頃

放流水の水質検査項目及び排水基準

検査項目	排水基準	検査項目	排水基準
(1) カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	(15) 化学的酸素要求量	160mg/L (日間平均 120mg/L)
(2) シアン化合物	1.0mg/L	(16) 浮遊物質	200mg/L (日間平均 150mg/L)
(3) 有機燐化合物	1.0mg/L	(17) ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油)	5.0mg/L
(4) 鉛及びその化合物	0.1mg/L	(18) ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油)	30.0mg/L
(5) 六価クロム化合物	0.5mg/L	(19) フェノール類	5.0mg/L
(6) 砒素及びその化合物	0.1mg/L	(20) 銅	3.0mg/L
(7) 水銀及びアルキル水銀 其他の水銀化合物	0.005mg/L	(21) 亜鉛	2.0mg/L
(8) アルキル水銀化合物	検出されないこと	(22) 溶解性鉄	10.0mg/L
(9) PCB	0.003mg/L	(23) 溶解性マンガン	10.0mg/L
(10) トリクロロエチレン	0.1mg/L	(24) クロム	2.0mg/L
(11) テトラクロロエチレン	0.1mg/L	(25) ふっ素及びその化合物	8.0mg/L
(12) 1,1,1-トリクロロエタン	3.0mg/L	(26) 大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³

(13)水素イオン濃度	5.8~8.6	(27)窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
(14)生物化学的酸素要求量	160mg/L (日間平均 120mg/L)	(28)磷含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)

備考

- 1 分析方法は、排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）その他市長が適当と認める方法によること。
- 2 検査機関は、公的機関又は計量法（平成4年法律第51号）の登録を受けた環境計量証明事業所とすること。
- 3 (7)の項目が不検出の場合は、(8)の項目を省略することができる。
- 4 (13)の項目は、海域の場合は、「5.0~9.0」とする。
- 5 (15)の項目は、放流水を海域又は湖沼に排出する場合に限り、行うこと。
- 6 (25)の項目は、海域の場合は、「15.0」とする。